

# THE HOGAKU RONSHU

THE LAW REVIEW  
OF  
KANSAI UNIVERSITY

JULY 2024

VOLUME LXXIV

NUMBER 2

## Articles

- The Preamble of the Indian Constitution;  
JUSTICE, social, economic and political..... *Nobuo KOCHU* (1)
- Grundbegriffe des Verwaltungsermessens ..... *Yoshikazu SHIBAIKE* (43)
- Efforts toward Eliminating Discrimination against  
Persons affected by Leprosy and their Families  
in Japan: Achievements and Challenges  
from the Perspective of International  
Human Rights Law ..... *Mitsuhide KIMURA* (140)

## Translations

- Staunton, Translator's Preface of "Ta Tsing Leu Lee" .... *Haruhito SADATE* (174)
- Simon J. Heetkamp  
Online Dispute Resolution in Deutschland..... *Yo TERAOKAWA* (201)
- Karl Bindings Strafrechtstheorie (8)  
Frauke Rostalski, Karl Bindings Einfluss  
auf die Strafrechtswissenschaft..... *Mitsuru IJIMA*  
*Hirokazu KAWAGUCHI* (215)  
*Hiroki YAMASHITA*

THE LAW SOCIETY OF KANSAI UNIVERSITY  
OSAKA, JAPAN

ISSN 0437-648X

關西大學

# 法學論集

第74卷 第2号

令和6年7月

## 論 說

- インド憲法前文(一)..... 孝 忠 延 夫 (1)  
——社会的・経済的・政治的正義の実現——
- 行政裁量の基礎概念..... 芝 池 義 一 (43)
- 日本におけるハンセン病患者・回復者と  
その家族に対する差別撤廃に向けた取り組み..... 木 村 光 豪 (140)  
——国際人権法から見た成果と課題——

## 翻 訳

- ストーントン訳『大清律例』の「翻訳者の序文」..... 佐 立 治 人 (174)
- シモン・J・ヒートカンブ  
「ドイツにおけるオンライン紛争解決」..... 寺 川 永 (201)
- ビンディングの刑法理論(8)..... 飯 島 暢  
川 口 浩 裕 一 樹 (215)  
山 下 裕 樹

関西大学  
法学論集

第七十四卷  
第二号

令和六年七月

関西大学  
法学会

關西大學法學會

関西大学法学会役員（五十音順）

会長 高作正博	海道俊明 笠原宏 梶原晶(編集)	佐川友佳子 笹本幸祐(庶務)	早川 徹(会計)
評議員 浅野良成 浅野宜之 荒木修(会計)	柄谷利恵子 川口美貴 河村厚	佐立治人 佐伯和也 下村正明	廣川嘉裕 福島豪 松尾知子
栗辻悠 飯島暢 五十嵐元道 池田慎太郎 池田愛 石橋章市朗(庶務)	木下智史(編集)	白須真理子 高作正博 多治川卓郎	松代剛枝 水野吉章(編集)
市原靖久 伊藤吉洋 上田真二 植村新(編集)	北村雅史 木原淳 金玲 権南希	辰巳直彦 田中謙 津田由美子(編集)	村上幸隆 村田大樹 村田尚紀
浦東久男 占部洋之(編集)	葛原力三 久保宏之(会計)	角田猛之(会計)	元氏成保 百木 漠(会計)
大住洋 大津留智恵子(編集)	隈元利佳 小石川裕介 小泉良幸(監査)	寺川永 中島洋樹 永田憲史	森純子 森田崇雄 安武真隆(庶務)
岡本哲和 尾島史賢 小野憲一(庶務)	河野奈月 後藤元伸 小西秀樹 近藤剛史	西野徹也 西平等(会計)	山名京子 山名美加 山中友理
	酒井一 坂本治也(庶務)	西澤希久男(庶務)	山本知広 吉沢晃 吉田直弘(庶務)
		西村枝美 西山真司 原弘明 原島啓之 馬場圭太(会計)	若月剛史 和田真

前号目次（第74巻第1号）

論 説

明治初期の北海道における絞罪器械の設置……………永田憲史  
——北海道立文書館所蔵の簿書を素材に——（1）

刑罰論から見た恩赦制度（4・完）……………飯島暢  
——ドイツ恩赦制度に関する議論を参考に——

旧中国律が『法学協会雑誌』から受けた  
風評被害について……………佐立治人

研究ノート

非上場会社株式の非流動性ディスカウント  
にかかると判例の理解……………原弘明

関西大学法学会規則

- 第1条 本会は、関西大学法学会と称する。  
第2条 本会は、法学の研究を促進し、かつ研究の成果を発表することを目的とする。  
第3条 本会は、次の事業を行う。  
1 機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の発行。  
2 その他本会の目的を達成するために必要な事項。  
第4条 本会は、大阪府吹田市山手町3-3-35に置く。  
第5条 本会は、次の者をもって会員とする。  
1 法学部及び大学院法務研究科（以下法科大学院と称す）の教授、准教授、助教、特別契約教授。  
2 政策創造学部の教授、准教授、助教、特別契約教授であって入会した者。  
3 法学部、大学院法学研究科、法科大学院、政策創造学部またはガバナンス研究科の非常勤講師であって入会した者。  
4 法学部学生、大学院法学研究科学生及び法科大学院学生。  
5 政策創造学部の学生であって入会した者。  
6 法学部、政策創造学部、大学院法学研究科及び法科大学院の卒業生であって入会した者。  
7 その他評議員会の承認を得た者。  
第6条 次の者を本会の名誉会員とする。  
1 法学部又は法科大学院に在籍した名誉教授。ただし、特別契約教授として在職中の者は除く。  
2 特に評議員会の承認を得た者。  
第7条 本会に次の役員を置く。  
1 会長 法学部長をもって充てる。  
2 評議員 教授、准教授、助教及び特別契約教授をもって充てる。  
3 編集・庶務・会計各委員 評議員の中から評議員会において委嘱する。その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。  
第8条 第5条第1号及び2号の会員は会費年額12,000円を、同条第3号から7号までの会員は会費年額4,500円を納めることを要する。  
第8条の2 会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。  
第9条 会員及び名誉会員は、機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の配布を受ける。  
第10条 この規則の改正は、評議員会の決議による。  
付則 この改正規則は、2019年7月10日から施行する。

2024年7月11日 印刷 関西大学 第74巻  
2024年7月18日 発行 法学論集 第2号

編集兼 関西大学法学会  
発行人 振替 00910-4-66882

印刷所 (株)富山房インターナショナル  
東京都文京区千石2-25-11

発行所 関西大学法学会  
大阪府吹田市山手町3丁目3番35号  
関西大学法学部内

本号は関西大学からの一部補助により刊行されている。

(©関西大学法学会 2024)